

令和6年度墨田区立両国中学校いじめ防止基本方針

令和6年4月1日

校長決定

1 いじめ問題への基本的な考え方

- (1) 「いじめ」とは、本校に在籍している生徒と一定の関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものとする。
- (2) いじめを生まない、許さない、見逃さない学校づくりに努める。
- (3) いじめのない学校を実現するために、生徒一人一人に豊かな心を育む教育活動を推進するとともに、いじめを放置しない意識を高める。
- (4) いじめの早期発見・早期解決を目指し、教職員の人権感覚を磨くとともに、学校全体で組織的に解決に当たろうとする意志と体制をつくる。
- (5) 当該生徒の安全を保障し、安心して登校できるよう、保護者・関係者・関係機関と連携した取組を充実させる。

2 学校及び教職員の責務

「墨田区いじめ防止対策推進条例」第7条に示されているとおり、学校及び教職員は、いじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、在籍する生徒がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。

3 いじめ防止等のための組織

(1) いじめ防止対策委員会

① 設置の目的

いじめの防止、いじめの早期発見及び対処等に関する措置を効果的に行うために、学校の中核となる組織として、運営委員会内に設置する。

② 所掌事項

- 学校いじめ防止基本方針に基づく年間指導計画の作成、実行、検証、改善を行うとともに、いじめに関する校内研修を計画し、実施する。
- いじめの相談・通報の窓口となるとともに、学校サポートチームとの連絡会を開催し、いじめ事案の報告を行う。
- いじめの疑いがある情報や生徒の問題行動等の収集・分析・記録を行い、情報の共有化と未然防止及び早期発見・早期解決に努める。
- いじめの疑いがある事案が発生した場合は、墨田区教育委員会への報告、緊急会議を招集し、指導方針や支援体制の決定、関係生徒への事情聴取、保護者等への連絡・連携などを組織的に行う。

③ 会議

原則として、週1回開催する。また、必要に応じて、臨時的に開催する。

④ 委員構成

副校長、生活指導主任、養護教諭、各学年主任、生活指導部員、SC拡大委員会は、必要に応じて、校長、当該生徒の学級担任、PTA代表などが加わる。

(2) 学校サポートチーム

① 設置の目的

いじめを含む生徒の問題行動への効果的な対応と未然防止を図るために、学校、保護者、地域、関係機関が一体となった取組を推進するための組織として、学校運営連絡協議会内に設置する。

② 所掌事項

- 学校いじめ対策委員会からの報告や生徒の状況に対して、それぞれの立場から、助言・支援する。
- いじめ防止のため、日頃より生徒の様子を把握するとともに、課題のある生徒の保護者への助言を行う。
- いじめが発生した際は、必要に応じて学校とともに対応に当たる。
- 学校いじめ防止の取組やその対応方法について、評価する。

③ 会議

原則として、年3回の学校運営連絡協議会の後に実施する。ただし、臨時的に実施することがある。

④ 委員構成

P T A会長、P T A副会長、町会長、両中地区青少年育成委員会、地域学校協力者（学校運営連絡協議会委員）

4 段階に応じた具体的な取組

(1) 未然防止のための取組

- ① 道徳、学級活動における「いじめ防止授業」を実施し（年間3回）、生徒に思いやりの心を育むと共に、いじめを生まない、いじめを許さない学校を作る意欲をもたせる。
- ② 学校公開日や土曜授業などの機会に、保護者や地域の方に道徳の授業を積極的に公開し、家庭や地域と連携した道徳教育の充実を図るとともに、道徳的実践力を身に付けさせる。
- ③ キャリア教育を通じた体験活動の推進（職場体験、上級学校訪問等）をすることによって視野を広げさせ、いじめ・差別のないよりよい社会の一員となる心構えをつくる。
- ④ 携帯電話やスマートフォン等の使い方についての生徒や保護者への積極的な啓発を行い、間違った使い方からいじめなどのトラブルが起きないようにさせる。
- ⑤ 生徒会活動による「いじめ防止等の活動」の推進（通年）をすることで、より深くいじめ防止について理解させ、実践力を付けさせる。
- ⑥ いじめ防止に関わる校内研修を年3回行う。
- ⑦ 保護者会や配布物などによってP T A、地域への啓発活動の実施（通年）をする。

(2) 早期発見のための取組

- ① 生活アンケートを隔月で行い、生徒の状況を全職員で把握する。
- ② i-check を年2回実施し、その結果を分析し日頃の指導に役立てる。
- ③ スクールカウンセラーによって第1学年生徒全員面接を実施する。
- ④ 毎週行われる、いじめ対策委員会による情報共有を日頃の生活指導や個別対応に役立てる。
- ⑤ 不登校などがみられた生徒に対して教師が相談時間を設けると共に、教育相談機関を活用した聞き取り調査を実施する。

- ⑥ スクールカウンセラーを活用し相談の依頼などをする。
 - ⑦ 関係相談機関や警察署などとの連携を密にし、学校外での生徒の様子にも気を配る。
 - ⑧ 生徒や保護者に対して、都や区のいじめ相談の窓口等の周知をする。
- (3) 早期対応のための取組
- ① いじめに関わる相談や通報を受けた場合、速やかに事実の有無の確認を行う。
 - ② いじめを把握した場合には、学校いじめ対策委員会を核として、緊急に会議を開催し、情報の共有を図るとともに、被害の生徒への支援、加害の生徒への指導、周囲の生徒へのケアについて、教職員の役割を明確にする。
 - ③ いじめの事実が確認された場合は、区教育委員会指導室に報告する。
また、いじめをやめさせるとともに、再発防止をするために、学校いじめ対策委員会の指導方針に基づき複数の教職員が共同し、いじめを受けた生徒・保護者に対する支援及びいじめを行った生徒への指導とその保護者に対する助言を継続的に行う。なお、いじめを行った生徒への指導においては、教育上必要があると認めるときは、校長は当該生徒に対して適切な懲戒を加える。
 - ④ 上記の③を行うに当たっては、いじめを受けた生徒の保護者といじめを行った生徒の保護者間で争いが起きることのないよう、いじめの事案に係わる情報を保護者間で共有できるように努める。
 - ⑤ 教育委員会の指導助言を得て、いじめの事案が犯罪行為として取り扱われるべきと認めた場合は所轄警察署と連携して対処する。
- (4) 重大事態への対処
- ① 全教職員で情報を共有化し、被害生徒に対する複数の教員による見守り体制を構築するとともに、保護者と連携して全力で被害生徒の安全を確保する。また、スクールカウンセラーによる心のケアや、必要に応じて被害生徒の緊急避難措置を検討する。
 - ② 加害生徒を別室で学習させるなど、被害生徒が安心して学習できる環境を確保するとともに、スクールカウンセラーと連携し、加害生徒・保護者の心のケアを行う。また、被害生徒への犯罪行為が行われていると疑われる場合には、速やかに警察や児童相談所に相談・通報する。
 - ③ 重大事態の発生について、速やかに墨田区教育委員会に報告するとともに、墨田区教育委員会と連携し、一体となって対応する。
 - ④ いじめ対策緊急保護者会を開催し、個人情報に十分配慮した上で、保護者に情報を積極的に提供し、必要に応じて協力を要請する。また、青少年育成委員、民生・児童委員等とも積極的に連携し、地域での見守りなどを依頼する。
 - ⑤ 加害生徒に対して継続的に指導を行っても改善が認められない場合は、懲戒や出席停止等の措置を検討していくが、事前に、東京都教育相談センターの「いじめ等の問題解決支援チーム」と連携し、法的な観点から問題がないかどうかについて助言を仰ぐなど、適切に対応する。また、区教育委員会指導室にいじめの事案を報告するとともに、指導・助言を得て調査組織（拡大委員会）を設置し、事実関係を明らかにするために質問票の使用、その他適切な方法により調査を行う。

5 教職員研修計画

- (1) スクールカウンセラーなどの専門家を活用した、いじめ防止に関する校内研修を計画し、生徒理解やいじめ対応に関する教職員の資質向上に努める。
- (2) 道徳の時間や特別活動における「いじめに関する授業」の資料・教材研究を行う。各学年で担当を決めケースに合わせたよりより教材選択ができることを目的とした研修会を計画する。
- (3) 「人権教育プログラム」及び「いじめ防止教育プログラム（平成26年2月東京都教育委員会）」で示されている「教員研修プログラム」を活用し、いじめも人権問題の一つであると認識し、さまざまな人権問題を道徳の授業で扱うことによって、教師自身の人権感覚を磨いていく。
- (4) 東京都教育委員会が年2回実施している「ふれあい（いじめ防止強化）月間」において、全教職員による日頃の取組の総点検を行い、課題や改善策について、協議・検討する。

6 保護者との連携及び啓発の推進に関する方策

- (1) 年3回の保護者会、年2回の個人面談、毎月の学年通信、学級通信等がいじめ防止対策についての情報を積極的に提供し、保護者との連携・協力関係を構築した上で、学校と保護者が、生徒がいじめを許さないという意識を強くもち、道徳的実践力を身に付けていくような指導を協力して行う。
- (2) 家庭や地域よりいじめの情報があった場合は、いじめ防止対策委員会を開催し、事実関係の把握や早期解決に向けた対応を行うとともに、学校以外の相談窓口や救済制度などを紹介する。また、教員及びスクールカウンセラーによる、保護者相談を実施する。

7 地域及び関係機関や団体等との連携推進の方策

- (1) いじめについて早期に区教育委員会指導室に報告する。
- (2) 犯罪行為や児童虐待などが疑われる場合は、警察や児童相談所と速やかに情報を共有し、対応策を協議する。
- (3) 必要に応じて拡大委員会を招集し解決のための措置をとる。

8 学校評価及び基本方針改善のための計画

- (1) 学校評価の評価項目に、いじめに対する学校の取組に関する項目を設定し、生徒・保護者及び教職員に対してアンケートを実施する。
- (2) いじめ防止対策委員会は、学校評価等の結果を活用して、本校のいじめ基本方針が生徒の実情に即して機能しているかを点検し、必要に応じて見直しを行う。
- (3) 学校いじめ対策に係る取組の改善策を全教職員が、自分が担当する教科・領域、分掌等の年間指導計画や自己申告に反映させる。